

## 国立大学法人山口大学研究成果有体物取扱規則第14条第2項の取扱いについて

学 長 裁 定  
令 和 6 年 4 月 1 日

国立大学法人山口大学研究成果有体物取扱規則第14条第2項の規定で定める、研究成果有体物を創作し、又は取得した職員等が同意の上、論文、学会等で既に公表済みである研究成果有体物を第13条第1項により無償で提供する場合の取扱は次のとおりとする。

1. 学長による契約の締結は不要とし、MTAハンドブック(2023年大学研究推進機構長裁定)に定める「3-3 山口大学から外部機関へ提供するときの注意事項」を遵守の上、当該研究者の責任において提供することができるものとする。
2. MTAハンドブックで定める研究成果有体物創作・取得届及びチェックシートの提出は不要とする。
3. 研究成果有体物の提供に要する費用(以下、「提供実費」という。)は原則として相手方の負担とする。
4. ① 運送料を受取人払いとした場合など、提供実費を請求する必要のない場合は相手方から同意書(別紙1)を提出させ、同意書本紙は当該研究者が保管するものとする。  
② 提供実費を相手方に請求する必要がある場合には、相手方から同意書(別紙2)を提出させ、提供実費の請求などの事務手続は技術移転機関を介して行う。この場合の提供実費には、技術移転機関の手数料を含めることができる。